

# 介護老人保健施設あいぜん苑 運営規程

## (運営規程の主旨)

第1条 社会福祉法人愛染会が開設する介護老人保健施設あいぜん苑（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するように努めるものとする。
  - 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
  - 4 当施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 7 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
  - 8 前7項のほか、「秋田市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成24、秋田市条例第74号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

## (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 あいぜん苑
- (2) 開設年月日 平成7年6月17日
- (3) 所在地 秋田県秋田市上新城道川字愛染58番地
- (4) 電話番号 018-870-2001 FAX番号018-870-2333

- (5) 管理者名 医師 齋 藤 寛  
(6) 介護保険事業者番号 0550180087号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数の最低基準は、次のとおりとする。また、必置職については法令の定める人員基準より下回らないものとする。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) 管理者(医師)     | 1人   |
| (2) 薬剤師         | 0.3人 |
| (3) 看護職員        | 10人  |
| (4) 介護職員        | 24人  |
| (5) 支援相談員       | 1人   |
| (6) 作業療法士、理学療法士 | 1人   |
| (7) 管理栄養士       | 1人   |
| (8) 介護支援専門員     | 1人   |
| (9) その他         | 若干名  |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(医師)は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。また、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行うほか、レクリエーションの計画・実施、行事の企画・運営などを行う。
- (5) 支援相談員は、家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの受け入れ調整を行う。要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (6) 作業・理学療法士は、医師や看護師等と協同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施・指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の立案・変更、担当者会議の運営、利用者又はその家族への説明と同意の手続き、施設サービスの管理等を行う。
- (9) その他、事務員は国保連合会への給付費の請求、利用者の施設利用料の請求、その他必要な事務作業を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病

状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話（入浴、排せつ、離床、着替え、整容など）、機能訓練・リハビリテーション、相談、援助、レクリエーション、行事、栄養管理、口腔衛生の管理とする。また、施設の体制や支援計画に応じて以下の加算要件を満たす支援を行うこととする。

- ・夜勤職員配置加算
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（Ⅰ）～（Ⅳ）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
- ・初期加算（Ⅰ）
- ・初期加算（Ⅱ）
- ・退所時栄養情報連携加算
- ・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）
- ・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）
- ・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）
- ・入所前後訪問指導加算（Ⅱ）
- ・退所時情報提供加算（Ⅰ）
- ・退所時情報提供加算（Ⅱ）
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ）
- ・協力医療機関連携加算（Ⅱ）
- ・療養食加算
- ・経口維持加算（Ⅰ）
- ・経口維持加算（Ⅱ）
- ・経口移行加算
- ・口腔衛生管理加算（Ⅰ）
- ・口腔衛生管理加算（Ⅱ）
- ・再入所時栄養連携加算
- ・所定疾患施設療養費（Ⅰ）
- ・所定疾患施設療養費（Ⅱ）
- ・緊急時治療管理加算
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）
- ・認知症チームケア推進加算（Ⅰ）
- ・認知症チームケア推進加算（Ⅱ）
- ・認知症ケア加算
- ・若年性認知症入所者受入加算
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算
- ・排せつ支援加算（Ⅰ）
- ・排せつ支援加算（Ⅱ）
- ・排せつ支援加算（Ⅲ）
- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）
- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）
- ・入退所前連携加算（Ⅰ）
- ・入退所前連携加算（Ⅱ）
- ・試行的退所時指導加算
- ・ターミナルケア加算
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）
- ・自立支援促進加算
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
- ・安全対策体制加算
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
- ・新興感染症等施設療養費
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
- ・外泊時費用
- ・栄養マネジメント強化加算

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別に定める利用者負担説明書により支払いを受ける。
- （2） 利用料として、居住費・食費、理美容代、健康管理費、私物洗濯代、電気代その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- （3） 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

（要介護認定に係る援助）

第10条 施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思

を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第11条 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等の紹介その他の適切な措置を講ずる。

- 2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護保健施設サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、職員間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
- 5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、……………午前9：00～午後5：00
- ・ 消灯時間は、……………午後9時
- ・ 外出・外泊は、……………月に7泊、施設長の承認による。
- ・ 飲酒・喫煙……………誕生会、行事時に飲酒可。敷地内禁煙
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年2回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時  
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### （職員の服務規律）

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### （職員の質の確保）

第15条 職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修（オリエンテーション） 採用後1か月以内
  - (2) 内部研修 1年間で10テーマ程度
- 2 全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- (1) 採用時研修（外部研修） 採用後12か月以内
  - (2) 継続研修（内部研修） 年1回

#### （職員の勤務条件）

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人愛染会の就業規則による。

#### （職員の健康管理）

第17条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(個人情報保護及び守秘義務)

第 19 条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。
- 3 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第 20 条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針、事故対応マニュアルを整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修を行う。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設サービス提供時に事故が発生した場合は速やかに市町村、当該入所者のご家族等に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じる。
  - 3 事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じることとする。
  - 4 万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償することとする。
  - 5 細部については事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとする。

(感染症及び食中毒への対策)

第 21 条 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 22 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的 to 開催するとともに、その結果について職員に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切 to 実施するための担当者を置く。
- 2 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第 23 条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 24 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。
- 3 施設は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ

り職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛染会の理事会において定めるものとする。
- 5 施設は、介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

平成19年	1月15日	一部改正
平成19年	11月 1日	一部改正
平成20年	3月 1日	一部改正
平成20年	7月 1日	一部改正
平成21年	2月 6日	一部改正
平成21年	4月 1日	一部改正
平成23年	10月 1日	一部改正
平成23年	12月26日	一部改正
平成24年	4月 1日	一部改正
平成24年	11月 1日	一部改正
平成25年	1月 1日	一部改正
平成25年	9月 1日	一部改正
平成26年	1月 1日	一部改正
平成26年	4月 1日	一部改正
平成27年	1月19日	一部改正
平成27年	4月 1日	一部改正
平成29年	4月 1日	一部改正
平成29年	11月 8日	一部改正
平成30年	4月 1日	一部改正
平成30年	8月 1日	一部改正
令和 1年	10月 1日	一部改正
令和 2年	3月 1日	一部改正
令和 3年	4月 1日	一部改正
令和 3年	10月 1日	一部改正
令和 4年	10月 1日	一部改正
令和 5年	12月 1日	一部改正
令和 6年	1月 1日	一部改正
令和 6年	3月29日	一部改正
令和 6年	6月 1日	一部改正